

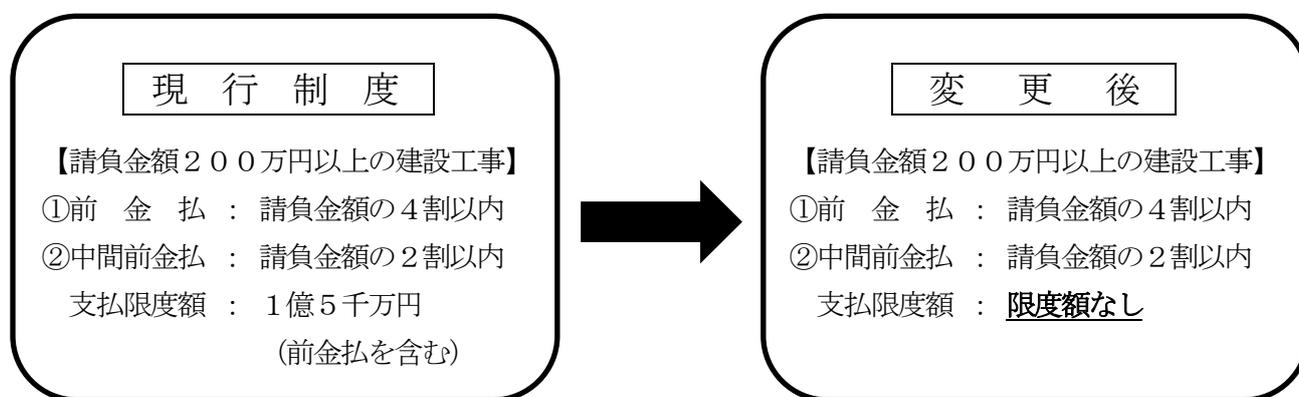
前金払および中間前金払の支払限度額撤廃について

平成28年3月1日

米原市管財課

米原市が発注する建設工事について、受注者の施工に必要な資金を提供することによって、適正な施工を確保することを目的に、前金払および中間前金払の制度を次のとおり改正します。

改正の内容



適用する時期

平成28年4月1日以降に契約締結する建設工事から適用します。

(4月1日より前に契約締結した工事につきましては、これまで通り、支払限度額があります。)